

議員提出議案第6号総合周産期母子医療センター設置と周産期医療体制の充実を求める意見書についてに対する修正案

議員提出議案第6号総合周産期母子医療センター設置と周産期医療体制の充実を求める意見書の全部を次のとおり修正する。

周産期医療体制の早期充実を求める意見書

本格的な少子高齢社会を迎え、その社会的基盤を支える次世代の若者が、安心して子どもを出産し、健やかに育ていける環境整備が喫緊の課題となっている。

その中でもとりわけ、妊産婦や乳幼児が地域において、いつでも安心して医療サービスが受けられる医療環境の整備や救急医療体制の強化は、重要な施策の一つであり、MFIU（母体・胎児集中治療室）やNICU（新生児集中治療管理室）を有する総合周産期母子医療センターや地域周産期母子医療センターの早期整備が重要となってくる。

県は、厚生労働省の「周産期医療システム整備指針」や奈良県周産期医療対策ワーキンググループの県立医科大学付属病院の周産期医療センターを拡充し、中核機能を有する総合周産期医療センターとして整備を必要とする提言、また、今年の8月に県内で起きた妊婦の死亡事案を受け、平成20年1月に県立医科大学付属病院に、総合周産期母子医療センターを開設するとし、この12月定例会において、基本設計、実施設計事業費として、1,200万円の補正予算が成立したところでもある。

今後におかれては、生駒市民はもとより、奈良県民が安心して子どもを産み育てられる医療を提供するため、周産期医療ネットワークの強化を始め、周産期医療体制の更なる充実を目指されるとともに、母体搬送のためのドクターカーの導入や府県を越えた広域的搬送ルール拡充に努められるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年12月 日

生 駒 市 議 会